



## 中国:新型コロナウイルスに関連した減税優遇政策

中国ニュースレター / 2020年6月

### 1. 新型コロナウイルスに関連した減税優遇政策

新型コロナウイルスに関連した一連の減税優遇政策について、中国では2020年1月より感染の予防抑制、社会保険料負担の軽減、小規模事業者及び個人事業者への支援を柱に順次実施されています。企業所得税の納付についても2020年5月29日『小規模企業及び個人事業者の2020年所得税の納期延長に関する公告』が発表され、5月1日から12月31日までの期間に申告納付しなければならない所得税について2021年の最初の申告まで納付を延期することが可能になりました。

2020年第10号公告全文は次の通りです。

<http://www.chinatax.gov.cn/chinatax/n810341/n810760/c5150527/content.html>

### 新型コロナウイルス関連の減税優遇政策概要

新型コロナウイルスに関連した減税優遇政策として4つの分野で17の政策が行われています。概要は次のとおりです。

#### 1. 感染予防抑制政策

医療物資に対する個人所得税の免税、他

#### 2. 物資の提供

関連物資生産企業の増値税の還付、他

#### 3. 寄付の奨励

医療機関への寄付への免税、他

#### 4. 職場復帰、生産復活

欠損金繰越を5年から最長8年へ、各種年金、保険料等の段階的減免、小規模事業者及び個人事業者に対する各種減免措置、他

概要は次のサイトでご覧いただけます。

<http://www.chinatax.gov.cn/chinatax/n810341/n2340339/c5145958/content.html>

### 2. 「銀行と税務の連携」納税信用度管理制度を利用した貸付制度

融資審査の迅速化を図るため、納税信用度管理制度を利用した融資申請が可能になります。格付がAランク、Bランク、Mランクの企業は、非対面でのインターネットバンキングを通じて融資の申請が可能になり、湖北省においては、Cランクの企業にも拡大されています。また新型コロナウイルスによる経営への影響が大きい小売り、宿泊飲食、物流運輸、文化観光等の業界の事業者については支援が強化されています。

概要は次のサイトでご覧いただけます。

<http://www.chinatax.gov.cn/chinatax/n810341/n2340339/c5149123/content.html>

『納税信用度管理制度』については2018年6月ニュースレター「社名が公表される企業信用格付け制度 『中国納税信用管理制度』が本格化」をご参照ください。

[https://www.uhy-tokyo.or.jp/wp-content/uploads/2018/06/NewsLetter\\_China\\_No.5.pdf](https://www.uhy-tokyo.or.jp/wp-content/uploads/2018/06/NewsLetter_China_No.5.pdf)

ご質問やご要望がございましたら、お気軽にお問い合わせください。なお、本稿は概要の参考に供するものであり、個別の事例に対する判断をお約束するものではありません。



## コンタクト

UHY東京監査法人

出口美紀 - 研究員

Email: [miki.deguchi@uhy-tokyo.or.jp](mailto:miki.deguchi@uhy-tokyo.or.jp)

〒107-0052 東京都港区赤坂7-3-37 プラース・カナダ3F

Tel: +81 3 5410 1391 / Fax: +81 3 5410 2474

Website : [www.uhy-tokyo.or.jp](http://www.uhy-tokyo.or.jp)